次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第五十九号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四十一　赤潮対策に要する経費があること。

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十二　不発弾等の処理に要する経費があること。

第四条第一項第一号の表に次の四号を加える。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理のために国が交付する交付金（以下「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

四十三　地すべり対策に要する経費があること。

四十四　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×α

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

大学等の教育・研究機関等と連携して行う地域おこし活動に要する経費の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十五　大学等と連携して行う地域おこし活動に要する経費があること。

第四条第一項第二号中ヲを削り、ワをヲとし、カからヰまでをワからウまでとする。

第四条第一項第三号ニ及び同号ホを次のように改める。

ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成十七年九月二十六日付け総務省給与能率推進室第七号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

第五条第一項第一号イの表第一号中「第二号」を「第一号」に改め、同表第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同表第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同表第四号を次のように改める。

四　不発弾等の処理に要する。

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第一号イの表第五号一中「渇水対策として」の下に「当該年度において」を加え、同号二及び同号三中「平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間」を「当該年度」に改め、同表第七号から同表第十号までを次のように改める。

七　鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額